

「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」

開催要綱

1. 趣 旨

統一的な基準による地方公会計について、原則として平成 29 年度までに整備して予算編成等に活用するように地方公共団体に要請しているところであるが、その活用のあり方等をさらに検討していくことにより、地方公会計のより一層の活用につなげることが必要であるため、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

5. 開催期間

平成 28 年 4 月から開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課及び地方公共団体金融機構地方支援部が行う。